

横浜市地区センター 指定管理者公募に関する質問回答

横浜市地区センター質問回答

番号	分類	ページ	大項目	中項目	小項目	質問	回答
1	公募要項	4	8	(3)	ア(ツ)	<p>団体の現在の組織、人員体制を示す人事労務関係の書類（就業規則、給与規定等）</p> <p>①給与規定とは、どの程度の資料を添付すればよいか。 ②就業規則は、前回の指定管理者選定の応募時に添付したものでよいか。</p>	<p>①給与・手当等の額や、支給方法などを定めた資料をご提出ください。就業規則内で給与についても定めている場合は、就業規則をご提出ください。 ②就業規則を改定している場合は、最新の就業規則をご提出ください。</p>
2	公募要項	5	8	(3)	イ③	<p>③副本（8部） 応募団体が特定できないように（黒塗り等）して、インデックスを付してファイル綴り</p> <p>①団体名のほか、住所、代表者名、電話番号、担当者連絡欄、管理施設名等も特定できないようにする必要があるか。 ②ファイル表面・背表紙の団体名のほか、各様式内に記載した団体名等も全て対象か。</p>	<p>①団体名のみ特定できないようにしていただければ結構です。代表者名や管理施設名などは黒塗り等しなくとも構いません。 ②ファイル表面・背表紙に加えて、各様式内の団体名の記載はいずれも黒塗り等してください。</p>
3	公募要項	8	9	(1)		<p>面接審査でのプレゼンテーション資料</p> <p>プレゼンテーション資料は事前提出ではなく、当日持参でよいか。</p>	<p>事前提出は不要です。当日お持ちください。</p>
4	指定管理者制度における賃金水準スライドの手引き	2	2	(3)	ア	<p>「指定管理者制度における賃金水準スライドの手引き」において、賃金水準スライドによる見直しの対象となる職員については、ア 正規雇用職員等：次の条件をすべて満たす者</p> <p>① 契約期間が指定期間と同等か、それ以上の長期間である ② フルタイム労働をしている としている。</p> <p>雇用契約期間が1年単位で締結され、原則として指定期間中は継続雇用がされる場合も対象になるか。</p>	<p>団体において、「雇用契約を1年単位の期間で締結し、原則として指定期間中は継続雇用をする」者を正規雇用職員として扱っている場合には、賃金水準スライドによる見直し対象の「ア 正規雇用職員等」として差し支えありません。</p>